

様式（第 10 条関係）

令和 年 月 日

非 開 示 決 定 通 知 書

住 所
氏 名 様

社会福祉法人生活・文化研究所
理事長 大 西 一 男 ㊟

令和 年 月 日付の開示請求について、社会福祉法人生活・文化研究所情報公開規程第 9 条の規定により、次のとおり文書の全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

文 書 件 名		
非 開 示 理 由	根 拠 規 程	社会福祉法人生活・文化研究所 情報公開規程
	適 用 理 由	第 9 条第 号に該当
担 当 者	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	連 絡 先	電話番号
備 考		

(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、本会に対して苦情解決規程に基づき異議申立てをすることができます。(社会福祉法人生活・文化研究所情報公開規程第 18 条第 5 項)